# 金労済協会だより

vol.48

--8 --8

### **CONTENTS**

■ 2011年新年を迎え(	■ ソノホンワム開催のご案内
新年のご挨拶 理事長 髙木 剛	■調査研究報告誌を刊行しました。
■ 法律改正に伴う相互扶助事業継続のお知らせ2	<ul><li>●課題別研究シリーズ①</li></ul>
引き続き共済事業を継続する方針を決定いたしましたの	「国際保険監督および国際会計基準等の最近の動向
でお知らせいたします。	に関する研究」
■ 「地域社会研究会」報告 (第11回)4	●公募研究シリーズ⑮
	「高齢化及び人口移動に伴う地域社会の変動と今後の
■ 2010年秋期「退職準備教育研修会」(東京・大阪)	対策に関する学際的研究報告書」
開催報告5	<ul><li>●公募研究シリーズ®</li></ul>
■ 全労済協会からのお知らせ6	「ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性と
●当面のスケジュール	ベーシック・インカム論」
■ コラム 「暮らしの中の社会保険・労働保険⑫」…7	を刊行しました。
「高齢者医療制度」の問題について考えます。	

### 2011年新年を迎えて

新年明けましておめでとうございます。

日頃は、全労済協会の諸活動にご理解、ご協力を賜り、 心から感謝申し上げます。

昨年2010年は、与党民主党の政策実行力が問われた年になりました。沖縄の基地問題や北朝鮮の問題に加えて、尖閣列島や北方領土の問題など、不安定な国際情勢の中、日本の外交・安全保障がより重要な課題となりましたし、国内においても出口の見えないデフレ経済や、無縁社会化の問題をはじめとした課題が山積しており、将来への大きな不安を引きずる状況が続いています。

特に経済の状況は厳しく、雇用の低迷や家計の可処分所得の減少がもたらす経済のデフレ化に加えて、経済の潜在成長率の低落、円高の影響を強く受けた先行き懸念などにより、日本経済の将来への危惧を強く持たざるを得ない状態です。この経済の将来に対する懸念は、さらに失業率の高止まりや家計所得の低迷の長期化をもたらし、国民生活の不安を増幅し、格差社会化の様相をより深めています。

政府や産業界そして労働運動も、それぞれの役割を 自覚し、何を為すべきか見究めながら懸命に努力してい かなければなりません。

グローバル化の進展や産業構造の転換、本格的な少子・高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化などにより、 わが国の経済・社会構造も大きく変化してきています。こ

### 理事長 髙木剛

うした変化の中で生じた 国際金融危機と急激な景 気後退により、これまで形 成されてきた社会保障制 度(年金・医療・福祉)や 税制、労働法制などの社 会システムも大きな影響 を受け、生活者の観点に 立った全般的な見直し・ 改革が求められています。

このような情勢のもと で全労済協会が担う役



割として、社会環境の変化を認識し、少子高齢社会の到来を踏まえた勤労者の生活・福祉に関連するテーマを巡り、研究会活動やシンポジウムなど調査研究活動を一層発展させてまいりたいと考えています。あわせて、公益法人制度改革への対応を進めつつ、相互扶助事業の見直しをはかり、勤労者福祉の向上をめざした事業活動を総合的に展開することを通じて、豊かな福祉社会づくりに貢献していくことが大きな使命でもあります。

以上の状況認識に立ち、全労済協会の今年の課題を 大きく二つ掲げたいと思います。

一つは、シンクタンクとしての事業の充実・強化です。

共済運動や労働者福祉運動のための調査研究活動を中心に、地域支援や活力ある社会づくりのための研究活動に注力していくことが求められています。今年度より新たに「労働者共済運動研究会」を立ち上げ、産別共済を行う主要団体と共同した対応を進めていきます。また研究活動の領域毎に具体的なテーマを選定し、お願いする研究者の先生方に、よりレベルの高い研究成果を挙げられるよう頑張っていただき、その成果を広く有効に活用してもらうというサイクルを着実に積み上げていく必要があります。

二つ目は、2013年6月を予定する、一般財団法人化を為し遂げるためのステップを確実に踏んでいくという課題です。

特に相互扶助事業については、昨年11月12日に保険 業法の再改正が行われたことにより、大きく状況が変化し ました。平成17年(2005年)当時、保険業法の改正により 各団体がそれまで行っていた共済事業が特定保険業とさ れ「根拠法のない共済(無認可共済)」との扱いにより事業 継続が困難となっていたところ、一定の条件のもとに継続 ができるよう法改正が行われています。この保険業法の再 改正により全労済協会の相互扶助事業である「団体建物 火災共済」「団体(法人)自動車共済」「自治体提携用慶弔 共済」の3共済事業が継続可能となりました。

したがって、「団体建物火災共済」と「団体自動車共済」 についてこれまでの事業廃止の方針から継続させる方 針へ計画を変更し、全国の加入者の皆様への対応を進 める必要があります。また全国中小企業勤労者福祉サ ービスセンターと連携して事業展開している「自治体提 携用慶弔共済」についても、少額短期保険への移行を 取りやめ、これまでどおり継続することを前提に制度の 一部を見直していきたいと考えています。

以上の課題の達成に向けて、今年も関係各所の皆様 方には、何かとお世話に相成ることも多いかと存じますが、 よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も皆様のご健勝とご発展を心より祈念し、2011年初頭のご挨拶とさせていただきます。



### 〈団体建物火災共済・団体(法人)自動車共済・慶弔(自治体提携用)共済〉 法律改正に伴う相互扶助事業継続の お知らせ

### 「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律 概要

資料出典:金融庁のホームページ『「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の概要』から抜粋

#### (1)基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。⇒平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、<u>保険</u>業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行う。

#### (2)対象

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、 行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる
  - 一 一般社団/財団法人であること
- 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
- 一 業務・経理の適切性 等

「特定保険業」: 改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

#### (3)業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・<u>資産運用方法</u>は一定の範囲内(行政庁の承認に より拡大可能)
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

#### (注)一部法案修正内容

附則第四条の見直し時期を「適当な時期において」 を「五年を目途として」に改められました。 当会が実施しております共済事業につきまして「保険業法改正」および「公益法人制度改革関連3法」により、「団体建物 火災共済」と「団体(法人)自動車共済」は2012年11月30日をもって廃業し、「慶弔(自治体提携用)共済」は「少額短期保 険業」として2012年12月1日の登録を目標に準備を進めていく方針のご案内をさせていただいたところです。

この度、第176回臨時国会(2010年10月1日開会)におきまして『保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する 法律』が同年11月12日に参議院本会議で可決成立し、認可特定保険業者に対する保険業法の特例が設けられ、行政庁 の認可を受けて事業の継続が認められる事となりました。〔(注)一部法案修正〕

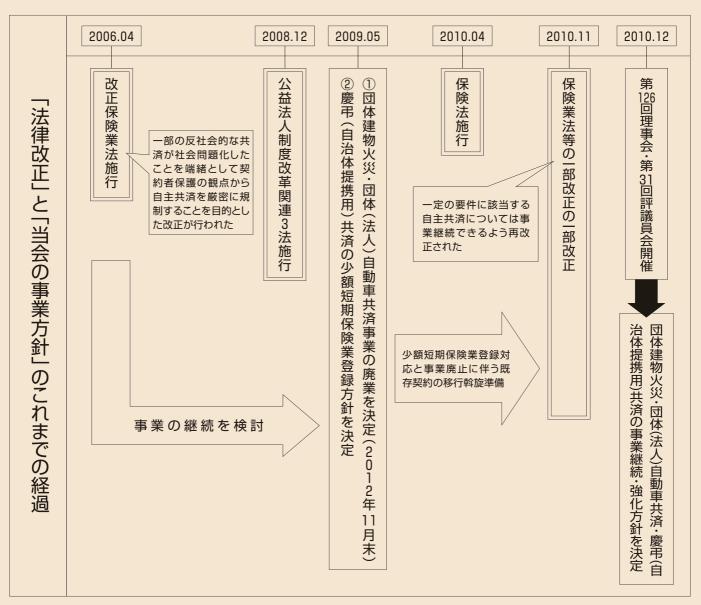
なお、この法律は、2010年11月19日に公布され、この日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっています。(概要は左記のとおりです。)

認可手続きに関しましては、2013年11月30日までに所要の事項を記載し、申請書を行政庁に提出しなければならない と規定されております。

この法律改正を受けて、当会は第126回理事会および第31回評議員会(2010年12月22日)を開催し、定められた期間までに認可特定保険業者の認可手続きを申請し、引き続き共済事業を継続する方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、すでにご通知させていただきました「団体建物火災共済」および「団体(法人)自動車共済」は、廃業方針から事業継続に、「慶弔(自治体提携用)共済」は、少額短期保険業への登録方針から事業継続に方針変更させていただく事とし、行政庁への認可申請はこれから提示されます省令や金融庁のガイドライン等の内容に基づき手続きを行いますので、認可され次第あらためてご案内申し上げます。

ご契約団体の皆様へは、全労済各都道府県本部を通じましてあらためてご案内申し上げます。



## 「地域社会研究会」報告(第11回)

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第11回研究会を11月8日(月)に開催しました。その概要をご紹介します。

今回は招聘講師として島根県隠岐郡・海士町長の山内道雄氏に、「離島発!地域再生への挑戦」についてご講演いただきました。町政の経営指針を『自立・挑戦・交流』~そして人と自然が輝く島~として、離島が生き残るための「守り」と「攻め」の戦略についてご紹介いただきました。

### 講演概要

### 島が消える?・・・超過疎化・超少子高齢化・超財政悪化

海士町は、島根県の日本海沖に浮かぶ隠岐諸島の中 ノ島という1島1町の小さな島である。本土からの交通 は高速船かフェリーで約2~3時間かかり、離島のハン ディキャップは大きい。豊かな海と「名水百選」にも選ば れた豊富な湧水に恵まれた自給自足のできる半農半漁 の島であり、「日本で最も美しい村」連合に加盟。昭和 25年に7,000人いた人口も今は2,400人を切り、高齢 化率は39%。高校卒業後は殆どが島外へ流出し、20~ 30歳代の活力人口が低い状況である。国の経済対策 に呼応した公共事業への投資で社会資本が整備され、 住民の暮らしは改善されたが、一方で体力以上に地方 債が膨らんだ。公共事業で生きてきた島である。平成 14年町長に就任後、先ず職員の意識改革に取り組んだ。 役場は「住民総合サービス株式会社」であり、住民の皆 さんは税金を払ってサービスを受ける株主という意識。 「職員が変われば、役場が変わり、役場が変われば、住 民も変わる。住民が変われば、島が変わる。」地域再生 の最大のポイントとして、適材適所と現場主義で取り組 んでいる。

#### 自立へ覚悟の選択〜単独町制〜

平成の「大合併の嵐」が吹く中で、自分たちの島は自分たちで守るという覚悟のもと単独町制を決断したが、その後「三位一体改革」の影響で島の町税にも匹敵する規模の削減により、島の存続さえも危うい緊急事態に直面した。当時の試算では平成20年度に「財政再建団体」になることが予測され、危機感を持った議会と住民代表と行政が一緒になって「自立促進プラン」を作った。その大きな柱は「守り」と「攻め」の戦略である。

### 「守りの戦略」・・・徹底した行政改革の断行

「守り」はまさに行政改革。「自ら身を削らない改革は支持されない」の信念のもと、徹底した改革を断行した。給与カットは、町長以下三役、管理職に始まり、給与の自主減額を申し出てH16年度から実施。H17年度人件

費の削減効果は約2億円。給与カットの一部は少子化対策など目に見える施策や産業振興に活かしている。また住民からは自分たちにできることはないかという声が上がるようになった。先ず「皆で危機意識を共有すること」が危機脱出の鍵である。

### 「攻めの戦略」・・・地域再生戦略〜島まるごとブランド化〜

「攻め」とは地域資源を活かし、島に産業を創り、島に人(雇用の場)を増やし、外貨を獲得して島を活性化することである。そのため「現場第一主義」に徹した体制作りを行っている。「座して待つ行政より、現場へ出向く行政」という意識。実行部隊は町の玄関である港のターミナルのワンフロアにおき、現場重視の展開を図っている。「ヒントは常に現場にある。現場でしか知れないものを見落とすな」という方針である。

島の生き残る道は、自然環境を活かした第1次産業 の再生である。産業振興のキーワード【海】【潮風】【塩】 を三本柱に、地域資源を有効活用している。島ブランド の開発には、商品開発研修生[「よそ者」の発想と視点で、 特産品開発やコミュニティーづくりに至るまで、海士に ある全ての宝の山(地域資源)にスポットをあて、商品 化に挑戦する「島の助っ人」的存在〕の企画により島の 食文化を商品化した【海】「島じゃ常識!さざえカレー」 や「いわがき・春香」「旬感凍結"活いか"」、【潮風】島生 まれ、島育ち、「隠岐牛」(公共事業の減少により、建築業 を営む経営者が島に恩返しをしたいと異業種参入を決 意。社長も技術者も社員も皆Uターン者で取り組み、東 京で高品位の格付けがされた。)、【塩】ミネラル豊富な 塩などの産品を少しずつ立ち上げた。これらは、最初か らハードルの高い厳しい評価が下される東京をメイン ターゲットとし、東京で認められてブランドになった。【海】 産業発展のポイントは、離島の流通ハンディキャップを 克服する最大のツールとして【CAS (Cells Alive System)】 という新技術を導入したこと。冷凍しても、いつでも「旬 の味覚」が提供できるようになり、次から次へと商品化 が進み、島と東京を繋いでいる。漁師たちの年収増加に 貢献しとても喜ばれているという。また、東京で高い評価 を受けることにより、作るものに自信が出て、漁師の奥さ んたちが加工品を作り出すなど「ものづくり」も始まり、コ ミュニティーの活性化に繋がっていることがとても大き な成果である。地域振興において、民間の活力が弱いと ころは行政が出口まで面倒をみないと産業は育たない と語られた。

### 未来を支える人づくり

「ものづくりと人づくりは一緒にやらないと、島の持続性はない」と、人づくりのほうにシフトしているところ。「隠岐の国学習センター」で公営の学習塾もしている。交流を通じた人づくりとして、若手の講師(社会企業家)と都会の若者たちが海士の小・中・高校で出前授業を行う企画「AMAワゴン」を実施。参加者は漁師や農家などとの交流や地域貢献活動も行う。それがきっかけで、ビジターという形で若い人がどんどん島に来はじめて、20代以下は6年間で257名。140世帯も来ている。雇用も138名生んでいるが、「島に仕事があるから来た」ということではなくて、「島の宝探しをして島のために何か役立ちたい。起業したい」という高い志と思いが強い若者

が多い。それに応じるのが行政で、そのステージ作りが 行政の役割りだと思う。海士ファンが増え、様々な交流 を通して、島の人たちは自分たちの地域の価値を再発 見し、子どもたちや若者の愛郷心が向上してきた。地域 活性化の源は「交流」である。交流を通して相互に人間 力を高めあい、海士の応援団を島内外につくることが 大切。

### 最後尾から最先端へ・・・サスティナブルな島づくり

「民から官へ」というくらいの気持ちでやらないと、持続可能な島にはならないと思っている。トータルに生きる道をまだまだ探さなければならないが、今の海士町は日本の縮図だと思っている。高齢化も財政もすべてが先行している。海士町は住民の皆さんの協力により「行政が頑張るから、俺たちも老人クラブの補助金は返上するよ。バス代の補助もいらない」など、植木の刈り込みもすべてボランティアでやり出した。基金も倍になった。サービスダウンをせずにこられたのは、住民の皆さんの協力があってこそである。山内町長は、残り3年の任期で後継者をどう育てるかがこれからの課題であると述べられていた。

(文責:調査研究部)

# 2010年秋期「退職準備教育研修会」(東京·大阪)開催報告

### ●東京会場(参加者40名)

11月9、10日に全労済本部会館において10年秋期 退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)を開



▲労働組合の活動事例紹介

催し、労働組合の執行部の方を中心に40名の参加を いただきました。

研修では必要な知識の修得の他、ワークを用いた「気付き」や「発見」も重視しています。冒頭に「自分自身の生き方」を見つめ、グループワークを体験。続いて、退職前後に必要な知識として「年金」制度の概要・請求手続き、「雇用保険」の失業給付と受給手続き、退職者に関わる「税金」、セカンドライフの「生活経済」の講義を行いました。

また、労働組合の活動事例紹介では、ルネサス テクノロジ労働組合武蔵支部の大矢書記長より、ライフプランサポート活動の取り組みについて、5歳の節目「25、35、45、55歳」に実施されている世代別「ライフアップ研修会」や「定年退職事前研修会」について、開催の経過や研修内容、参加運営の工夫などもご紹介いただきました。

### ●大阪会場(参加者25名)

11月29、30日に大阪会場【エル・おおさか(大阪府立労働センター)】において研修会を開催しました。これまで受講生から東京以外の場所での開催を望む声が寄せられていたこともあり、今回初めて大阪で研修会を開催しました。

東京会場と同様のカリキュラムを用意し、関西を拠点に活動されているファイナンシャル・プランナー、社会保険労務士、税理士など各分野の専門家を講師に迎えて講議を行いました。



▲実りあるセカンドライフをめざして

労働組合の活動事例紹介では、公営交通福祉共済組合の和多田理事より、大阪交通労働組合の「退職準備教育」の取り組みについて、ご自身が講師をされた経験もふまえながら研修内容や資料をご紹介いただきました。



▲労働組合の活動事例紹介

### 〈研修カリキュラム〉

- ■セカンドライフの生き方について
  - ●「実りあるセカンドライフをめざして」
- ■退職前後に必要な知識について
  - 「公的年金」制度概要·請求手続き
  - 「雇用保険 | 失業給付と受給手続き
  - 「税金 | 退職者に関わる諸税
  - ●「退職と医療保険」
- ■セカンドライフの生活設計全般について
  - ●「セカンドライフの生活経済」
- ■労働組合の活動事例紹介

ライフプランセミナーや退職準備研修会を実施している 労働組合の活動事例の紹介

### 全労済協会からのお知らせ

### ▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
2011年1月17日(月)	第13回「地域社会研究会」	研究会成果のとりまとめについて
1月31日(月)	第2回運営委員会	シンクタンク事業に関する件について
2月22日(火)	第127回理事会	2011年度活動計画(骨子案)他
3月4日(金)	東京シンポジウム	於:全労済ホール スペースゼロ(東京都渋谷区)
3月5日(土)	第14回「希望のもてる社会づくり研究会」(公開研究会)	於:ホテルサンルートプラザ新宿(東京都渋谷区)



### 暮らしの中の社会保険・労働保険①「高齢者医療制度」

「後期高齢者」のネーミングへの嵐のような批判と、この制度の廃止を謳う新政権の発足を経て、2010年12月、厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」が新制度案を取りまとめました。そこで今回は、高齢者医療の問題について考えます。

# Q1.そもそも後期高齢者医療制度はどのような考え方で作られたのですか。

A1.1983年の老人保健法では、老人医療費の急増を受けて老人医療費無料化を廃止し、患者の一部定額負担を導入。さらに、2002年には一部負担を定率1割とし、老人保健制度対象年齢の70歳から75歳への5年間での段階的な引き上げ、公費負担割合の3割から5割への引き上げが決定されました。その後も高齢者医療費の増加と現役世代の負担の増大は止まらず、①保険者(国保・被用者保険)と老人保健制度の運営者(市町村)が分離していることによる財政・運営責任の不明確さ、②高齢者と現役の費用負担関係の不明確さ、③加入する制度や市区町村による保険料負担格差の拡大、などが引き続き問題とされました。

その解決策として主に4つの案が示されましたが、結局、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者等に対しては独立保険方式(保険料〈1割〉を徴収し、公費〈約5割〉と現役世代からの支援金〈約4割〉を後期高齢者医療広域連合に交付)、前期高齢者の65歳~74歳に対してはリスク構造調整(各保険者の年齢構成の相違による医療費の不均衡を考慮して、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から納付金を徴収し各保険者に交付金を交付)を行うとする高齢者医療確保法が2008年4月から施行されました。

### Q2.後期高齢者医療制度の現況を教えて下さい。

A2.老人医療の受給対象者は1983年度以降、毎年4%前後の増加を続け、2002年10月から5年間は対象年齢を段階的に5歳引き上げたために、逆に毎年4%台の減少を続けました。そして後期高齢者医療制度がスタートした2008年度の被保険者数は1300万人強となり、今後毎年数%ずつ増加することが見込まれています。

また、一人当たり医療費は、2000年度の介護保険制度の発足により、見かけ上、対前年度比8.9%減少しましたが、2003年度以降は毎年数%ずつ増加を続け、医療費総額も約11兆4千億円となっています。

〈2008年度の後期高齢者医療事業の概況〉

鱼	<b>医療費総額</b>	11兆4145億円	
	医療給付費(広域連合負担)	10兆4052億円	
	一部負担額	1兆 93億円	
初	<b>设保険者数</b>	1319万人	
	内、75歳以上	1267万人	
	内、現役並み所得者	108万人	
1	人当たり医療費	865,146円	

### Q3.後期高齢者医療制度の問題点は何ですか。

A3.「後期高齢者」というネーミングが人々の琴線に否定的に作用したことは格別、①一定年齢以上の高齢者だけを一つの医療制度に区分することが保険制度上の矛盾を抱え込んだこと、②75歳以上の被用者については傷病手当金や保険料負担の点で不利益を生じ、また75歳以上の被扶養者については新たに保険料負担が生じるなど、「世代間の不公平」の拡大が問題として強く認識されました。

この結果、一部で法定保険料を徴収できず、大幅に軽減する措置が継続されています。

### Q4.新しい高齢者医療制度案の概要を教えてください。

A4.新制度案では高齢者も現役世代と同じ制度に加入することとなり、被用者である高齢者や被用者に扶養されている高齢者は被用者保険に、地域で生活しているそれ以外の高齢者は国民健康保険に加入することとなります。なお、低所得者や高齢者が比較的多い市町村国保については、財政支援措置などが講じられます。

また、後期高齢者医療制度のメリットであった県単位の運営による全国的格差の縮小(5倍→2倍)や、公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化は継続し、第1段階として75歳以上について県単位の財政運営を継続し、次の段階で全年齢での県単位化を図るとしています。

〈第1段階での県と市町村の役割〉

(3) 212(11 3 2)(2) (17 2 12)		
県	①財政運営を行い、均等割と所得割の2方式で高齢者の標準(基準)保険料率を定める。	
市町村	①標準(基準)保険料率を基に高齢者の保険料率を 定めるとともに、現役世代の保険料率を別途定め、 保険料の賦課、徴収を行う。 ②保険証の発行を含む資格管理および給付事務を行う。	

ただし、高齢者医療費が今後も増加する一方、公費 負担や患者負担のあり方が明確でなく、政治情勢 が混迷を深める中で、高齢者医療制度関係者の合 意形成の困難さが引き続き予想されます。

高齢化が進む中で健康寿命を伸ばしつつ、高齢者 医療に関する社会的な支え合い、痛みの分かち合いをどのように考えるかが問われていると言えます。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

### シンポジウム開催のご案内

### ▶テーマ 「希望のもてる社会へ ~社会不安の正体と未来への展望~」

- ●日 時 2011年3月4日(金) 13:30~16:30
- ■場 所 全労済ホール スペース・ゼロ(東京都渋谷区・JR新宿駅南口徒歩5分)
- ●プログラムと出演予定

第 I 部 基調講演

講演者: 浜矩子氏(同志社大学大学院ビジネス研究科教授)

宫本太郎氏(北海道大学大学院法学研究科教授)

第川部 パネルディスカッション

パネリスト: 浜矩子氏

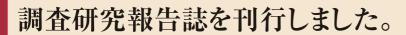
辻元清美氏(衆議院議員)

湯浅誠氏(内閣府参与、反貧困ネットワーク事務局長、NPO法人自立生活サポートセンター

もやい事務局次長)

濱口桂一郎氏((独)労働政策研究·研修機構統括研究員)

コーディネーター: 宮本太郎氏



報告誌ご希望の方は、当協会ホームページ、「シンクタンク事業―報告誌の刊行」のページからお申し込みください。

#### ●課題別研究シリーズ①

「国際保険監督および国際会計基準等の最近の動向に関する研究」 (研究代表者 一橋大学大学院商学研究科教授 米山高生氏)





申込受付開始

●公募研究シリーズ(§)
「高齢化及び人口移動 新刊に伴う地域社会の変動と今後の対策に関する学際的研究報告書」

(日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科准教授 高橋巌氏 を研究代表者とする共同研究)



●公募研究シリーズ® 「ポスト福祉国家の時新刊代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論」 (神戸大学大学院法学研究科教授飯田文雄氏)



### 全労済協会だより vol.48 2011年1月

発行: 全労済協会 (財)全国勤労者福祉·共済振興協会 発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 ☎03-5333-5126(代表) 図03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyoukai.or.jp